

大規模事業所における事業所の区分の決定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（平成24年埼玉県告示第402号。以下「指針」という。）第3に規定する大規模事業所（以下「事業所」という。）について、指針別表第4に規定する第1区分事業所と第2区分事業所の区分（以下「区分」という。）を決定するために必要な事項を定める。

(区分決定の対象)

第2条 区分は、第一号又は第二号に掲げるときに決定し、又は第三号に掲げるときに変更する。

- 一 基準排出量を決定するとき
- 二 第一号の他、区分を決定する必要があると知事が認めたとき
- 三 基準排出量を変更するとき

(用途の分類)

第3条 指針別表第4のアからヌまでに掲げる用途又は「これらに類する用途」とは、別表第1の左欄及び中欄に掲げる分類に応じ、当該右欄に掲げる用途とする。

(区分の決定)

第4条 指針別表第4の「主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所」とは、基準期間において、指針別表第4のアからヌまでに掲げる用途又は「これらに類する用途」における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。）の合計が、事業所全体の原油換算エネルギー使用量に占める比率が50%を超えている事業所とする。ただし、用途ごとの床面積の比率を、原油換算エネルギー使用量の比率とみなすことができる。

2 前項の「基準期間」とは、別表第2の左欄及び中欄に掲げる場合に応じ、当該右欄に掲げる年度をいう。

3 第2条第三号の基準排出量を変更するときの区分は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める年度から変更するものとする。

- 一 第1区分事業所から第2区分事業所の変更 基準排出量の変更があった年度
- 二 第2区分事業所から第1区分事業所の変更 基準排出量の変更があった年度の翌年度

(算定方法)

第5条 前条第1項の規定による用途ごとの原油換算エネルギー使用量及び床面積の算定方法は、別表第3に定めるとおりとする。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 1 月 20 日から施行する。

(附則)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条による区分の決定又は変更の年度が令和 6 年度以前である場合は、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

指針別表第4 アからヌまでに掲げる用途	基準排出量決定の対象となる用途	大規模事業所における用途
ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む）又は営業所	事務所	事務所
		郵便局
		神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
イ 官公庁の庁舎	事務所	地方公共団体の支庁又は支所
		税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
ウ 百貨店、飲食店その他の店舗	商業	日用品の販売を主たる目的とする店舗
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
		飲食店、食堂又は喫茶店
		理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
		料理店
		キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
		ダンスホール
エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設	宿泊	ホテル又は旅館
オ 学校その他の教育施設	教育	幼稚園
		小学校
		中学校又は高等学校
		養護学校、盲学校又は聾学校
		大学又は高等専門学校
		専修学校
		各種学校
		自動車教習所
カ 病院その他の医療施設	医療	病院
		診療所
		助産所
キ 社会福祉施設	宿泊	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
		保育所その他これに類するもの
		児童福祉施設等
ク 情報通信施設	情報通信	ア 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 130 条の 4 第 5 号に規定する施設で国土交通大臣が指定する施設

		イ 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
	放送局	映画スタジオ又はテレビスタジオ
ケ 美術館、博物館又は図書館	文化	図書館その他これに類するもの 博物館その他これに類するもの
コ 展示場	文化	展示場
サ 集会場又は会議場	文化	公会堂又は集会場
シ 結婚式場又は宴会場	文化	結婚式場又は宴会場
ス 映画館、劇場又は観覧場	文化	劇場、映画館又は演芸場 観覧場
セ 遊技場	商業	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
ソ 体育館、競技場、水泳プール その他の運動施設	文化	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場及びスポーツの練習場
タ 公衆浴場又は温泉保養施設	商業	公衆浴場又は温泉保養施設
チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館	文化	遊園地、動物園、植物園又は水族館
ツ 競馬場、競輪場、小型自動車 競走場又はモーターボート競走場	文化	競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場
テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む）	物流	倉庫 卸売市場内のセリ場
ト トラックターミナル	物流	トラックターミナル
ナ 刑務所又は拘置所	事務所	刑務所又は拘置所
ニ 斎場	文化	火葬場、斎場
ヌ 駐車場	駐車場	自動車車庫（駐車場）

備考 1：基準排出量決定の対象となる用途の区分にかかわらず、専用の電源設備を有し、壁で完全に区切られた区画又は部屋であって情報通信機器専用の用途に用いられている床は、情報通信施設とする。

2：大規模事業所における用途の欄に記載のない用途で、同欄の用途に分類できない場合は、第二区分の用途とする。

別表第 2（第 4 条関係）

決定又は変更の時期	基準排出量の算定方法	基準期間
基準排出量を決定するとき	目標設定ガス年度排出量の平均の量 排出活動指標値に排出標準原単位を乗じて得た量	平均の量の算定の対象となった全ての年度 削減計画期間の開始の年度の 3 年度前から前年度まで
基準排出量の決定の前のとき	—	削減計画期間の開始の年度の 3 年度前から 2 年度前まで
基準排出量を変更するとき	—	基準排出量を変更する要因となった状況の変更があった日以後の 1 年間（区分を早急に決定する必要がある場合においては、6 月まで短縮することができる。）

別表第 3（第 5 条関係）

算定対象	算定方法
1 用途ごとの原油換算エネルギー使用量	次のいずれかの方法による。 （１）用途ごとに、使用された燃料、熱及び電気の量を基に、知事が別に定める方法により算定する方法 （２）知事が別に定める方法により算定した事業所全体の原油換算エネルギー使用量を基に、計測値により用途ごとに算定する方法
2 用途ごとの床面積	用途を、別表第 1 の右欄に掲げる種類に応じ、当該中欄に掲げる用途に分類して算定する方法